

## 「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の概要

### 1 条例制定の趣旨

鎌倉市では、これまでも共生社会の推進に向けて取組を進めてきましたが、平成 28 年 7 月に起こった津久井やまゆり園の事件は、いのちの大切さと共に、多様な人々が共に生きる社会であることの重要性や、生きづらさを抱えている人への支援といったものの必要性を、我々に強く再認識させる契機となりました。

すべての人がお互いの違いや個性を認め合い、支え合い、助け合い、一人ひとりが安心して生活できる共生社会の実現を目指して、取組を進めるための基盤となるよう、「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しようとするものです。

### 2 条例の構成と概要

前文	条例制定に当たっての基本的な認識や条例制定に向けた決意を明らかにしようとするものです。	
目的	この条例の制定目的として、市、市民及び事業者が協力しながら共生社会を実現することを規定します。	
基本理念	市、市民及び事業者が共生社会実現のために取組を推進するに当たっての、基本となる考え方として、次の4点を規定します。 ① 個性や多様性の尊重      ② 社会参画の拡充 ③ 支え合う暮らし          ④ 社会的障壁の解消	
市民・事業者の役割	共生社会実現のための市民及び事業者の役割を定めます。 ・共生社会の実現に向けた認識や理解を深めること。 ・共生社会の実現に向けた取組に努めること。	
市の責務	共生社会実現のための市の責務を定めます。 ・共生社会の実現に向けた認識や理解を市民及び事業者と共有すること。 ・合理的配慮を行うことができるような体制を整備すること。 ・共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的・計画的に実施すること。	
市の施策	共生社会の実現のための市の施策を定めます。	
	基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生の意識の醸成</li> <li>・情報授受の体制整備</li> <li>・生活環境の整備</li> <li>・共生社会の実現に向けた推進体制の整備</li> </ul>
	社会的障壁の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民から社会的障壁の解消を求められた場合の合理的配慮</li> <li>・事業者に対する合理的配慮の働きかけ</li> </ul>
	計画等への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生の理念を尊重した条例制定及び行政計画の策定</li> <li>・上記行政計画の実施に当たっての財政上の措置等</li> <li>・共生の理念を尊重した上記行政計画の評価</li> </ul>

※ 具体的な内容については、「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」素案及び内容説明に記載のとおりです。